

上諏訪まちなか未来ビジョンプラットフォーム（愛称：スワ・マチ・ミライ） 規約

■名称

第1条 この組織は、上諏訪まちなか未来ビジョンプラットフォーム（以下「本会」という。）と称する。

■目的

第2条 本会は、「上諏訪駅周辺まちなか未来ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の内容を具現化するため、関係者で情報と課題、取組内容を共有し、公民連携のまちづくりを推進、これにより上諏訪駅周辺の新たな魅力と価値を創出していくことを目的とする。

■活動

第3条 第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1)まちづくりに関する情報の収集・共有と発信
- (2)公民連携のまちづくりの調整・連携・協働の促進
- (3)ビジョンを実現するプロジェクトの具体化
- (4)まちづくりの成果検証とビジョンの更新

■組織

第4条 次に掲げる団体等を会員として組織する。

- (1)まちづくりに関わる地域団体等
- (2)地域経済活動全般を支える役割を担う民間事業者
- (3)まちづくりを事業として実践する民間事業者
- (4)行政機関

■役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)代表 1名
- (2)コアメンバー 数名
- (3)監事 1名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、本会設立初年度に就任した役員の任期については、令和8年3月31日までとし、再任を妨げない。

■役員の職務

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 コアメンバーは、本会の企画・運営を担う。

3 監事は、本会の会計を監査する。

■会議

第7条 本会に、全体会議、運営会議を置く。

■全体会議

第8条 全体会議は、全会員をもって構成する。

- 2 全体会議は代表が招集し、その議長を務める。
- 3 全体会議は年に2回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 4 全体会議は、会員の半数以上の出席をもって成立とする。
- 5 全体会議は、次の事項を審議する。
 - (1)事業計画
 - (2)予算・決算
 - (3)事業の進捗およびその他の事項に関する情報共有
 - (4)ビジョンの更新・改定
 - (5)会員の入会・退会の承認および罷免
 - (6)役員の任命・罷免
 - (7)規約の改正
 - (8)その他、代表が特に必要と認めたこと
- 6 全体会議の議事は、出席者の半数以上の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、代表が決する。

■運営会議

第9条 運営会議は、コアメンバーを構成員とする。

- 2 運営会議は、以下の事項を検討する。
 - (1)本会の運営方針の検討
 - (2)全体会議で議論すべき内容の検討
 - (3)ビジョンの実現に向けた事業の企画、プロジェクトチームの設置、および支援すべき事業の検討・選定
- 3 運営会議の内容は、都度、代表に報告を行う。

■プロジェクトチーム

第10条 ビジョンの実現に向けた事業を円滑に検討、実施するため、運営会議が必要であると認めるときは、複数のプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームのメンバーは、会員外であることを妨げない。
- 3 プロジェクトチームは必要に応じて、適宜、運営会議に報告し、全体会議に情報を共有する。
- 4 プロジェクトチームは、プロジェクトの完了又は中止など、その必要がなくなった際は、解散する。

■事務局および所在地

第11条 本会の事務局は、諏訪市建設部まちづくり整備課に置く。事務局は役員の指示に従い、会務と経費の実務を担当する。

2 本会の所在地は、諏訪市高島一丁目22番30号とする。

■経費

第12条 本会の活動に要する経費は、以下のものを充てることができる。

- (1) 負担金
- (2) 公的機関および公益団体等からの補助金および助成金
- (3) 寄付
- (4) その他の収入

■解散

第13条 本会は、第2条の目的を達したときに解散する。解散には、会員の2/3以上の賛成を要するものとする。

■補則

第14条 本規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、事務局が別に定める。

■附則

この規約は、令和6年3月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。